

## 議第92号

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例の制定について

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を改正する条例

京都市乗合自動車旅客運賃条例の一部を次のように改正する。

第3条の4第1項第1号ア中「9,240円」を「9,660円」に改め、同号イ中「26,330円」を「27,530円」に改め、同号ウ中「49,900円」を「52,160円」に改め、同号エ中「72,000円」を「96,000円」に改め、同項第2号ア中「7,920円」を「8,280円」に改め、同号イ中「22,570円」を「23,600円」に改め、同号ウ中「42,770円」を「44,710円」に改め、同号エ中「25,830円」を「27,010円」に改め、同号オ中「28,840円」を「30,150円」に改め、同号カ中「19,060円」を「19,930円」に改め、同項第3号ア中「6,000円」を「6,300円」に改め、同号イ中「17,100円」を「17,960円」に改め、同号ウ中「32,400円」を「34,020円」に改め、同号エ中「19,570円」を「20,550円」に改め、同号オ中「21,850円」を「22,940円」に改め、同号カ中「14,440円」を「15,160円」に改め、同項第4号ア中「3,600円」を「3,960円」に改め、同号イ中「10,260円」を「11,290円」に改め、同号ウ中「19,440円」を「21,380円」に改め、同号エ中「11,740円」を「12,920円」に改め、同号オ中「13,110円」を「14,420円」に改め、同号カ中「8,660円」を「9,530円」に改め、同項第5号ア中「7,800円」を「8,190円」に改め、同号イ中「22,230円」を「23,340円」に改め、同号ウ中「42,120円」を「44,230円」に改め、

同項第6号ア(ア)中「7,200円」を「7,560円」に改め、同号ア(イ)中「20,520円」を「21,550円」に改め、同号ア(ウ)中「38,880円」を「40,820円」に改め、同号イ(ア)中「10,800円」を「11,340円」に改め、同号イ(イ)中「30,780円」を「32,320円」に改め、同号イ(ウ)中「58,320円」を「61,240円」に改め、同項第7号ア中「12,470円」を「13,040円」に改め、同号イ中「35,540円」を「37,160円」に改め、同号ウ中「67,340円」を「70,420円」に改める。

第11条に次の1項を加える。

2 管理者は、前項の規定による場合のほか、事業の運営上特別の理由があると認めるときは、旅客運賃の額を割り引くことができる。

第12条第1項第2号を同項第3号とし、同項第1号中「の旅客」の右に「(前号の保護者を除く。)」を加え、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 児童福祉法第6条に規定する保護者が同伴する6歳未満の者

第12条第2項第3号中「前条第2号」を「前条第1項第2号」に改め、同条に次の1項を加える。

3 管理者は、前2項の規定による場合のほか、事業の運営上特別の理由があると認めるときは、旅客運賃を無料とすることができる。

第19条第2項中「510円」を「520円」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、第11条及び第12条の改正規定並びに附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の京都市乗合自動車旅客運賃条例の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に発売した定期券は、当該定期券の通用期間中に限り使用することができる。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、管理者が定める。

(京都市道路附属物自動車駐車場条例等の一部改正)

4 次に掲げる条例の規定中「第11条第2号」を「第11条第1項第2号」に改める。

- (1) 京都市道路附属物自動車駐車場条例別表第3備考3(6)
- (2) 京都市道路附属物自転車等駐車場条例第9条第3項第1号イ(キ)
- (3) 京都市高速鉄道北山駅自転車駐車場の利用料金に関する条例第3条第2項第2号カ
- (4) 京都市自転車等駐車場条例第8条第3項第1号イ(キ)

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、旅客運賃及び手数料の適正化を図る等の必要があるので提案する。